

審議事項

地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 42 条の 2 第 1 項及び地方独立行政法人法施行令第 8 条の規定に基づき、公立大学法人都留文科大学の出資等に係る不要財産の納付について、第 42 条の 2 第 5 項の規定に基づき、下記の通り都留市公立大学法人評価委員会の意見を求めます。

また、それに伴い公立大学法人都留文科大学定款の一部を改正するにあたり、地方独立行政法人法第 8 条 4 項の規定に基づき、あわせて意見を求めます。

記

① 出資等に係る不要財産の納付

1. 該当用地

地目	所在地	面積 (㎡)	価格(円)
学校用地	都留市田原三丁目 1575-1	187.17	6,960,000
学校用地	都留市田原三丁目 1575-3	210.94	3,150,000

2. 納付の相手方

都留市

3. 当該出資等に係る不要財産を都留市に納付する理由

当該土地については、隣接市道を利用する学生の安全性の観点から、市道拡幅工事の範囲については、市に返還するのが望ましいため。なお、市道となるため、大学の教育研究用としては将来的に使用しない。

② 定款の一部改正

上記の不要財産を都留市に納付することを踏まえ、公立大学法人都留文科大学定都留文科大学の定款の一部を改正する。

変更前			変更後		
所在地	地目	面積 (㎡)	所在地	地目	面積 (㎡)
都留市田原三丁目 1575-1	学校用地	20,358.00	都留市田原三丁目 1575-1	学校用地	20,170.83
都留市田原三丁目 1575-3	学校用地	1,537.00	都留市田原三丁目 1575-3	学校用地	1,326.06

未定稿

議第 号

公立大学法人都留文科大学の出資等に係る不要財産の納付の件

地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第 42 条の 2 第 5 項の規定に基づき、公立大学法人都留文科大学の次の出資等に係る不要財産の納付について認可するものとする。

不要財産

土地

地目	所在地	面積 (㎡)	価格(円)
学校用地	都留市田原三丁目 1575-1	187.17	6,960,000
学校用地	都留市田原三丁目 1575-3	210.94	3,150,000

提案理由

公立大学法人都留文科大学が行う業務に関し、出資等に係る不要財産の納付については、地方独立行政法人法第 42 条の 2 第 5 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

公立大学法人都留文科大学定款新旧対照表

新	旧																																				
<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条-第7条)</p> <p>第2章 組織</p> <p> 第1節 役員(第8条-第13条)</p> <p> 第2節 理事会(第14条-第17条)</p> <p>第3章 審議機関</p> <p> 第1節 経営審議会(第18条-第22条)</p> <p> 第2節 教育研究審議会(第23条-第27条)</p> <p>第4章 業務の範囲及びその執行(第28条・第29条)</p> <p>第5章 資本金等(第30条・第31条)</p> <p>第6章 委任(第32条)</p> <p>附則</p> <p>別表(第30条関係)</p> <p> 1 土地</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所在地</th> <th>地目</th> <th>面積 (㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都留市田原一丁目 507-1</td> <td>宅地</td> <td>1,666.03</td> </tr> <tr> <td>都留市田原三丁目 1575-1</td> <td>学校用地</td> <td>20,170.83</td> </tr> <tr> <td>都留市田原三丁目 1575-3</td> <td>学校用地</td> <td>1,326.06</td> </tr> <tr> <td>都留市田原三丁目 1575-8</td> <td>学校用地</td> <td>18,485.00</td> </tr> <tr> <td>都留市田原三丁目 1575-12</td> <td>学校用地</td> <td>63.00</td> </tr> </tbody> </table>	所在地	地目	面積 (㎡)	都留市田原一丁目 507-1	宅地	1,666.03	都留市田原三丁目 1575-1	学校用地	20,170.83	都留市田原三丁目 1575-3	学校用地	1,326.06	都留市田原三丁目 1575-8	学校用地	18,485.00	都留市田原三丁目 1575-12	学校用地	63.00	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条-第7条)</p> <p>第2章 組織</p> <p> 第1節 役員(第8条-第13条)</p> <p> 第2節 理事会(第14条-第17条)</p> <p>第3章 審議機関</p> <p> 第1節 経営審議会(第18条-第22条)</p> <p> 第2節 教育研究審議会(第23条-第27条)</p> <p>第4章 業務の範囲及びその執行(第28条・第29条)</p> <p>第5章 資本金等(第30条・第31条)</p> <p>第6章 委任(第32条)</p> <p>附則</p> <p>別表(第30条関係)</p> <p> 1 土地</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所在地</th> <th>地目</th> <th>面積 (㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都留市田原一丁目 507-1</td> <td>宅地</td> <td>1,666.03</td> </tr> <tr> <td>都留市田原三丁目 1575-1</td> <td>学校用地</td> <td>20,358.00</td> </tr> <tr> <td>都留市田原三丁目 1575-3</td> <td>学校用地</td> <td>1,537.00</td> </tr> <tr> <td>都留市田原三丁目 1575-8</td> <td>学校用地</td> <td>18,485.00</td> </tr> <tr> <td>都留市田原三丁目 1575-12</td> <td>学校用地</td> <td>63.00</td> </tr> </tbody> </table>	所在地	地目	面積 (㎡)	都留市田原一丁目 507-1	宅地	1,666.03	都留市田原三丁目 1575-1	学校用地	20,358.00	都留市田原三丁目 1575-3	学校用地	1,537.00	都留市田原三丁目 1575-8	学校用地	18,485.00	都留市田原三丁目 1575-12	学校用地	63.00
所在地	地目	面積 (㎡)																																			
都留市田原一丁目 507-1	宅地	1,666.03																																			
都留市田原三丁目 1575-1	学校用地	20,170.83																																			
都留市田原三丁目 1575-3	学校用地	1,326.06																																			
都留市田原三丁目 1575-8	学校用地	18,485.00																																			
都留市田原三丁目 1575-12	学校用地	63.00																																			
所在地	地目	面積 (㎡)																																			
都留市田原一丁目 507-1	宅地	1,666.03																																			
都留市田原三丁目 1575-1	学校用地	20,358.00																																			
都留市田原三丁目 1575-3	学校用地	1,537.00																																			
都留市田原三丁目 1575-8	学校用地	18,485.00																																			
都留市田原三丁目 1575-12	学校用地	63.00																																			

都留市田原三丁目 1575-14	学校用地	4,090.00
都留市田原三丁目 1575-15	学校用地	860.00
都留市田原三丁目 1575-16	学校用地	6.47
都留市田原三丁目 1581-1	学校用地	28.00
都留市田原三丁目 1595-1	学校用地	750.00
都留市田原三丁目 1660-6	学校用地	297.00
都留市田原三丁目 1660-7	学校用地	337.00
都留市田原三丁目 1660-8	学校用地	449.00
都留市田原三丁目 1660-9	学校用地	446.00
都留市田原三丁目 1669-3	学校用地	4,789.00
都留市田原四丁目 927-5	学校用地	2,367.00
都留市田原四丁目 927-9	雑種地	661.00
都留市上谷喜和多久保 1572-1	学校用地	10,699.00
都留市上谷山ノ神 1862-2	学校用地	8,479.00
都留市上谷山ノ神 1862-3	学校用地	6,153.00
都留市田原三丁目 978-3	宅地	10,070.05

(表は省略)

都留市田原三丁目 1575-14	学校用地	4,090.00
都留市田原三丁目 1575-15	学校用地	860.00
都留市田原三丁目 1575-16	学校用地	6.47
都留市田原三丁目 1581-1	学校用地	28.00
都留市田原三丁目 1595-1	学校用地	750.00
都留市田原三丁目 1660-6	学校用地	297.00
都留市田原三丁目 1660-7	学校用地	337.00
都留市田原三丁目 1660-8	学校用地	449.00
都留市田原三丁目 1660-9	学校用地	446.00
都留市田原三丁目 1669-3	学校用地	4,789.00
都留市田原四丁目 927-5	学校用地	2,367.00
都留市田原四丁目 927-9	雑種地	661.00
都留市上谷喜和多久保 1572-1	学校用地	10,699.00
都留市上谷山ノ神 1862-2	学校用地	8,479.00
都留市上谷山ノ神 1862-3	学校用地	6,153.00
都留市田原三丁目 978-3	宅地	10,070.05

(表は省略)

公立大学法人都留文科大学定款の一部を改正する定款

公立大学法人都留文科大学定款(平成19年9月28日議決)の一部を次のように改正する。

別表中

「

所在地	地目	面積 (㎡)
都留市田原一丁目 507-1	宅地	1,666.03
都留市田原三丁目 1575-1	学校用地	20,358.00
都留市田原三丁目 1575-3	学校用地	1,537.00
都留市田原三丁目 1575-8	学校用地	18,485.00
都留市田原三丁目 1575-12	学校用地	63.00
都留市田原三丁目 1575-14	学校用地	4,090.00
都留市田原三丁目 1575-15	学校用地	860.00
都留市田原三丁目 1575-16	学校用地	6.47
都留市田原三丁目 1581-1	学校用地	28.00
都留市田原三丁目 1595-1	学校用地	750.00
都留市田原三丁目 1660-6	学校用地	297.00
都留市田原三丁目 1660-7	学校用地	337.00
都留市田原三丁目 1660-8	学校用地	449.00
都留市田原三丁目 1660-9	学校用地	446.00
都留市田原三丁目 1669-3	学校用地	4,789.00
都留市田原四丁目 927-5	学校用地	2,367.00
都留市田原四丁目 927-9	雑種地	661.00
都留市上谷喜和多久保 1572-1	学校用地	10,699.00
都留市上谷山ノ神 1862-2	学校用地	8,479.00
都留市上谷山ノ神 1862-3	学校用地	6,153.00
都留市田原三丁目 978-3	宅地	10,070.05

」

を

「

所在地	地目	面積 (㎡)
都留市田原一丁目 507-1	宅地	1,666.03
都留市田原三丁目 1575-1	学校用地	20,170.83

」

審議事項

② 定款の一部改正

都留市田原三丁目 1575-3	学校用地	1,326.06
都留市田原三丁目 1575-8	学校用地	18,485.00
都留市田原三丁目 1575-12	学校用地	63.00
都留市田原三丁目 1575-14	学校用地	4,090.00
都留市田原三丁目 1575-15	学校用地	860.00
都留市田原三丁目 1575-16	学校用地	6.47
都留市田原三丁目 1581-1	学校用地	28.00
都留市田原三丁目 1595-1	学校用地	750.00
都留市田原三丁目 1660-6	学校用地	297.00
都留市田原三丁目 1660-7	学校用地	337.00
都留市田原三丁目 1660-8	学校用地	449.00
都留市田原三丁目 1660-9	学校用地	446.00
都留市田原三丁目 1669-3	学校用地	4,789.00
都留市田原四丁目 927-5	学校用地	2,367.00
都留市田原四丁目 927-9	雑種地	661.00
都留市上谷喜和多久保 1572-1	学校用地	10,699.00
都留市上谷山ノ神 1862-2	学校用地	8,479.00
都留市上谷山ノ神 1862-3	学校用地	6,153.00
都留市田原三丁目 978-3	宅地	10,070.05

に改める。

附 則

変更後の定款は、山梨県知事の認可を受けた日から施行する。

都大評発第 号
令和4年5月 日

公立大学法人都留文科大学
理事長 山下 誠 様

都留市公立大学法人評価委員長

意見書(案)

公立大学法人都留文科大学の出資等に係る不要財産の納付について、地方独立行政法人法第42条の2第5項の規定に基づく当委員会の意見は下記のとおりである。

記

法第42条の2第1項及び地方独立行政法人法施行令第8条第1項に規定する不要財産の納付の認可については、意見はない。

都大評発第 号
令和4年5月 日

都留市長 堀内 富久 様

都留市公立大学法人評価委員長

意見書(案)

公立大学法人都留文科大学の出資等に係る不要財産の納付について及び公立大学法人都留文科大学定款の一部を改正する定款について、地方独立行政法人法第42条の2第5項及び第8条第4項の規定に基づく当委員会の意見は下記のとおりである。

記

法第42条の2第1項及び地方独立行政法人法施行令第8条第1項に規定する不要財産の納付の認可及び法第8条第2項の定款の変更については、意見はない。

地方独立行政法人法

(出資等に係る不要財産の納付等)

第四十二条の二 地方独立行政法人は、出資等に係る不要財産については、遅滞なく、設立団体の長の認可を受けて、これを当該出資等に係る不要財産に係る地方公共団体（次項から第四項までにおいて「出資等団体」という。）に納付するものとする。

2 地方独立行政法人は、前項の規定による出資等に係る不要財産（金銭を除く。以下この項及び次項において同じ。）の出資等団体への納付に代えて、設立団体の長の認可を受けて、出資等に係る不要財産を譲渡し、これにより生じた収入の額（当該財産の帳簿価額を超える額（次項において「簿価超過額」という。）がある場合には、その額を除く。）の範囲内で総務大臣が定める基準により算定した金額を当該出資等団体に納付することができる。

3 地方独立行政法人は、前項の場合において、出資等に係る不要財産の譲渡により生じた簿価超過額があるときは、遅滞なく、これを出資等団体に納付するものとする。ただし、その全部又は一部の金額について出資等団体に納付しないことについて設立団体の長の認可を受けた場合における当該認可を受けた金額については、この限りでない。

4 地方独立行政法人が第一項又は第二項の規定による出資等団体への納付をした場合において、当該納付に係る出資等に係る不要財産が出資等団体からの出資に係るものであるときは、当該地方独立行政法人の資本金のうち当該納付に係る出資等に係る不要財産に係る部分として設立団体の長が定める金額については、当該地方独立行政法人に対する当該出資等団体からの出資はなかったものとし、当該地方独立行政法人は、その額により資本金を減少するものとする。

5 設立団体の長は、第一項又は第二項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

6 前各項に定めるもののほか、出資等に係る不要財産の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

地方独立行政法人法施行令

(出資等に係る不要財産の出資等団体への納付)

第八条 地方独立行政法人は、法第四十二条の二第一項の規定による出資等に係る不要財産（法第六条第四項に規定する出資等に係る不要財産をいう。以下この章において同じ。）の出資等団体（法第四十二条の二第一項に規定する出資等団体をいう。以下この章において同じ。）への納付（第一号及び第五号において「現物による出資等団体への納付」という。）について、同項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を設立団体の長に提出しなければならない。

- 一 現物による出資等団体への納付に係る出資等に係る不要財産の内容
- 二 当該出資等に係る不要財産が将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる理由
- 三 当該出資等に係る不要財産の取得の日及び申請の日における帳簿価額（現金及び預金にあっては、取得の日及び申請の日におけるその額）
- 四 当該出資等に係る不要財産の取得に係る出資又は支出の額その他その内容
- 五 現物による出資等団体への納付の予定時期
- 六 その他必要な事項

2 地方独立行政法人は、法第四十二条の二第一項の認可を受けたときは、設立団体の長の指定する期日までに、出資等団体に、当該出資等に係る不要財産を納付するものとする。

地方独立行政法人法

(定款)

第八条 地方独立行政法人の定款には、次に掲げる事項を規定しなければならない。

- 一 目的
 - 二 名称
 - 三 設立団体
 - 四 事務所の所在地
 - 五 特定地方独立行政法人又は特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人（以下「一般地方独立行政法人」という。）の別
 - 六 役員の数、任期その他役員に関する事項
 - 七 業務の範囲及びその執行に関する事項
 - 八 公共的な施設（住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設をいう。以下この条、第二十一条第六号及び第二十四条において同じ。）の設置及び管理を行う場合には、当該公共的な施設の名称及び所在地
 - 九 資本金、出資及び資産に関する事項
 - 十 公告の方法
 - 十一 解散に伴う残余財産の帰属に関する事項
- 2 定款の変更は、設立団体（設立団体の数を増加させる場合における定款の変更にあつては、設立団体及び加入設立団体（新たに設立団体となる地方公共団体をいう。以下同じ。））の議会の議決を経て前条の規定の例により総務大臣又は都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、その変更が政令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。
- 3 第一項第五号に掲げる事項についての定款の変更は、特定地方独立行政法人を一般地方独立行政法人とする場合に限り、行うことができる。
- 4 設立団体の長は、第一項第五号に掲げる事項についての定款の変更を行おうとするときは、あらかじめ、第十一条第一項に規定する評価委員会の意見を聴かなければならない。

地方独立行政法人法

(財産の処分等の制限)

第四十四条 地方独立行政法人は、条例で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、設立団体の長の認可を受けなければならない。ただし、第四十二条の二の規定により当該財産を処分するときは、この限りでない。

2 設立団体の長は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

都留市条例

○公立大学法人都留文科大学の重要な財産を定める条例

(平成20年3月24日条例第2号)

改正 平成26年3月20日条例第4号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)第6条第4項及び第44条第1項の規定に基づき、重要な財産を定めるものとする。

(法第6条第4項で定める重要な財産)

第2条 法第6条第4項で定める重要な財産は、法第42条の2第1項又は第2項の認可に係る申請の日における帳簿価格が50万円以上のものとする。

(法第44条第1項で定める重要な財産)

第3条 法第44条第1項で定める重要な財産は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法により譲渡し、又は担保に供する場合にあっては、適正な見積価格)が2,000万円以上の不動産(土地については、その面積が1件5,000平方メートル以上のものに限る。)、動産又は不動産の信託の受益権とする。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月20日条例第4号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

<不要財産納付の議案と定款変更の議案を同時に提出する場合に想定される議決・認可の流れ>
(法＝地方独立行政法人法、令＝地方独立行政法人法施行令)

《法人》 令第8条第1項又は第9条第1項

・ 不要財産の内容、不要となった理由等を記載した申請書を設立団体の長に提出

※4月～5月



《設立団体》

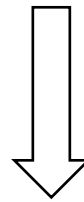
法第42条の2第5項

・ 評価委員会の意見の聴取

※法人の申請後
(5月中を予定)

《設立団体》

・ 定款変更に係る準備



《設立団体の議会》

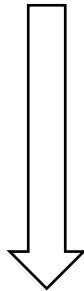
都留市議会6月定例会 (6月下旬)

法第42条の2第5項

・ 不要財産納付の議決

法第8条第2項

・ 定款変更の議決



※議決後ただちに

《設立団体》

法第42条の2第1項又は第2項

・ 不要財産納付の認可

《設立団体》

法第8条第2項

・ 定款変更の認可申請

※議決後ただちに



《総務省 (※) 又は都道府県》

法第8条第2項

・ 定款変更の認可

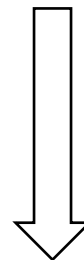


《法人》

※認可後ただちに

法第42条の2第4項

この間に不要財産を納付



定款変更の施行

(※) 公立大学法人においては総務省及び文科省

都文大経発第 7 号
令和 4 年 5 月 16 日

都留市長 堀内 富久 様

公立大学法人都留文科大
理事長 山 下 誠



出資等に係る不要財産の納付について（申請）

地方独立行政法人法第 42 条の 2 第 1 項及び地方独立行政法人法施行令第 8 条
第 1 項の規定に基づき、出資等に係る不要財産の納付について認可をいただき
たく、別紙のとおり申請します。



(別紙)

1 出資等に係る不要財産の内容

① 土地

地番：都留市田原1575番地1の一部

地目：学校用地

面積：20,358 m²のうち187.17 m²

② 土地

地番：都留市田原1575番地3の一部

地目：学校用地

面積：1,537 m²のうち210.94 m²

2 当該出資等に係る不要財産が将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる理由

当該の土地については、隣接市道を利用する学生の安全性の点からも、市道拡幅工事の範囲については、不要財産として市に返還することが望ましい。市道となるため、大学の教育研究用途としては将来的に使用しないことが認められる。

3 当該出資等に係る不要財産の取得の日及び申請の日における帳簿価額

①都留市田原1575番地1

取得日：金756,760,000円のうち金6,960,000円

申請日：金756,760,000円のうち金6,960,000円

②都留市田原1575番地3

取得日：金22,890,000円のうち金3,150,000円

申請日：金22,890,000円のうち金3,150,000円

4 当該出資等に係る不要財産の取得に係る出資の内容

平成21年4月1日の法人設立の際に、地方独立行政法人法第66条1項の規定に基づき承継された権利（所有権）に係る財産の一部

5 現物による出資等団体への納付の予定時期

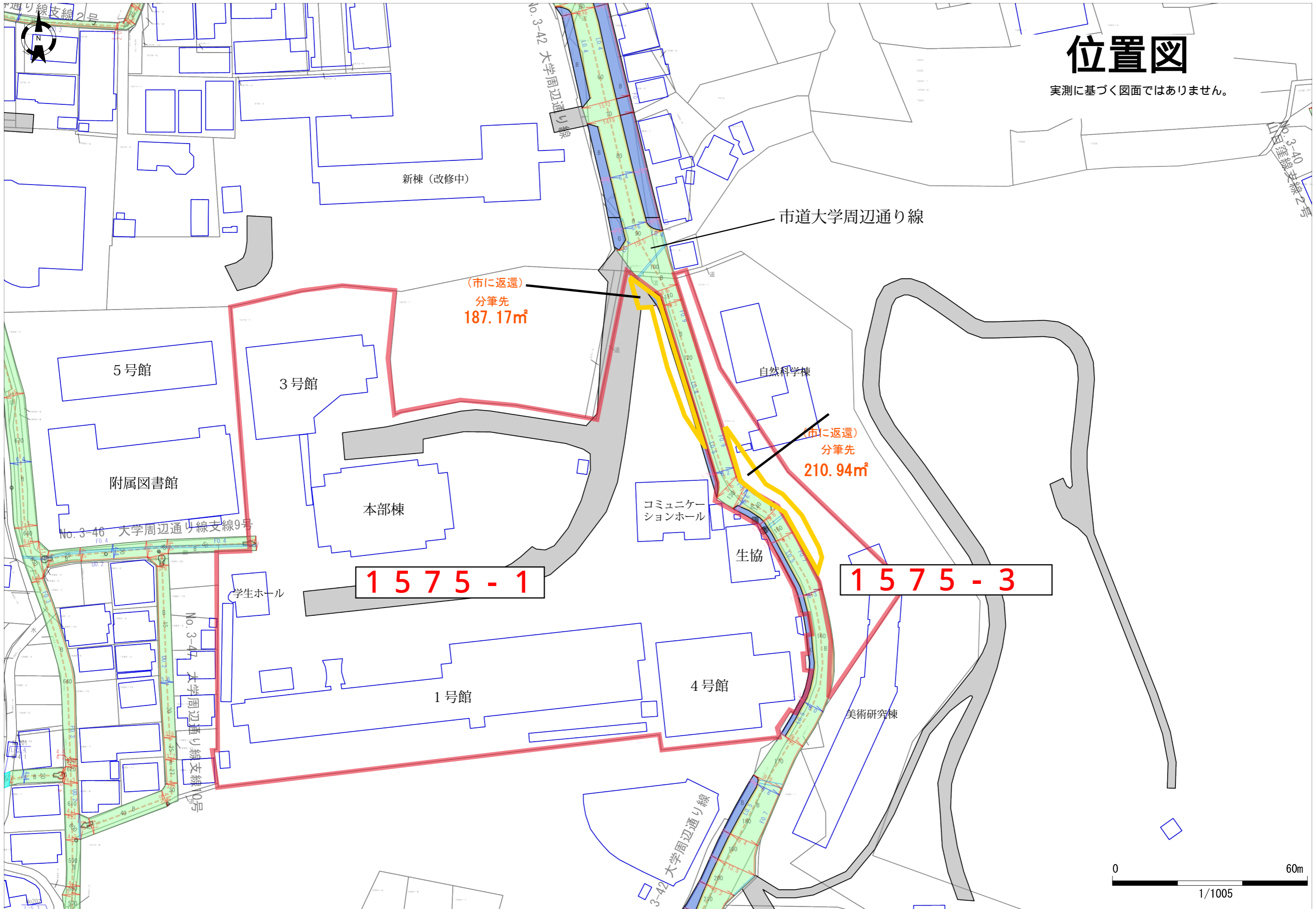
令和4年6月

6 その他必要な事項

不要財産とする土地の境界等については、別添資料のとおり

位置図

実測に基づく図面ではありません。



新棟 (改修中)

市道大学周辺通り線

(市に返還)
分筆先
187.17㎡

(市に返還)
分筆先
210.94㎡

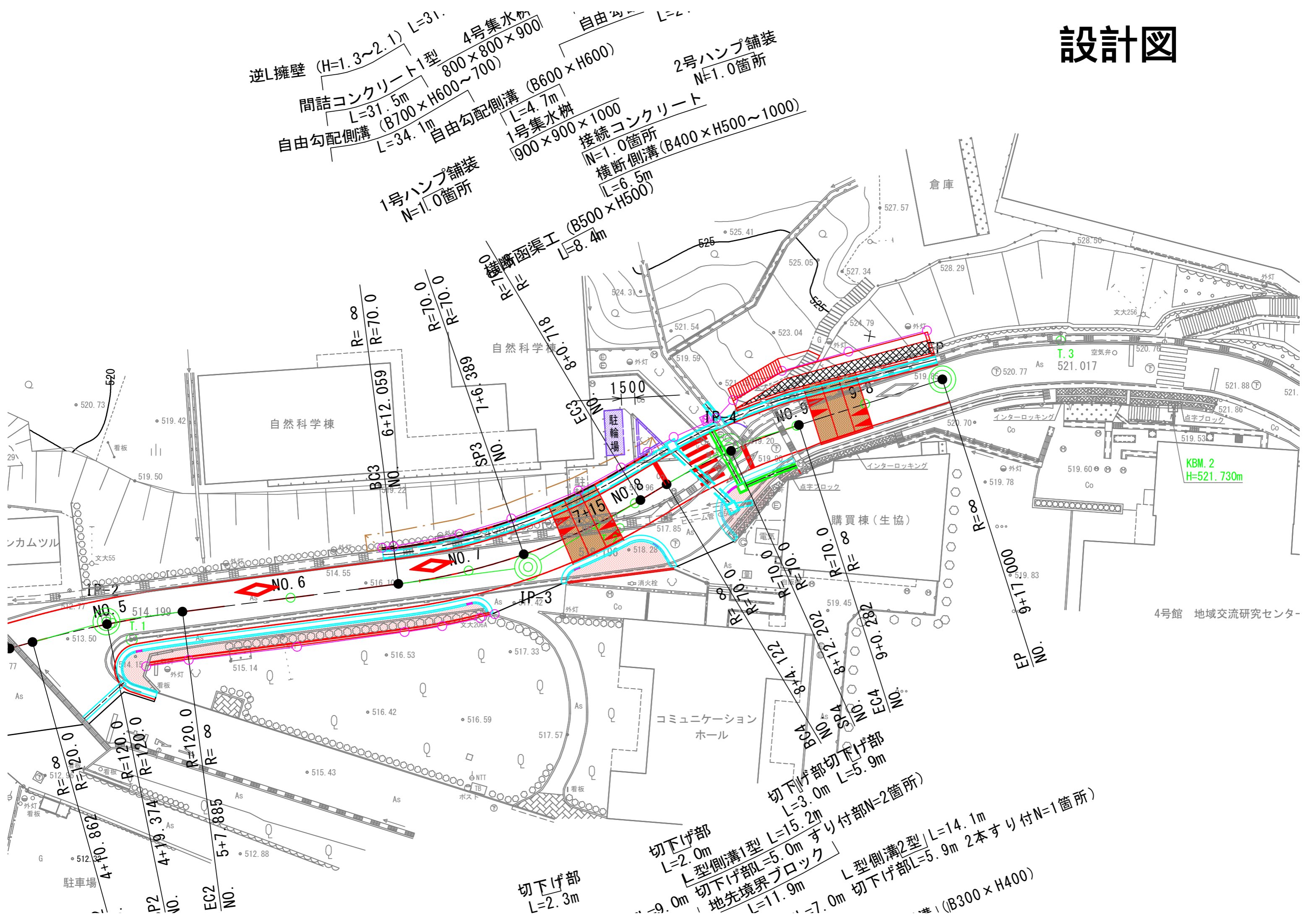
1575-1

1575-3

0 60m

1/1005

設計図



逆L擁壁 (H=1.3~2.1) L=31.5m
 間詰コンクリート1型 L=31.5m
 自由勾配側溝 (B700×H600~700) L=34.1m

4号集水桝 800×800×900
 1号ハンブ舗装 N=1.0箇所
 自由勾配側溝 (B600×H600) L=4.7m
 1号集水桝 900×900×1000
 接続コンクリート N=1.0箇所
 横断側溝 (B400×H500~1000) L=6.5m

2号ハンブ舗装 N=1.0箇所

横断函渠工 (B500×H500) L=8.4m

4号館 地域交流研究センター

切下げ部 L=2.3m

切下げ部 L=2.0m

L型側溝1型 L=15.2m

切下げ部 L=5.0m

地先境界ブロック L=11.9m

切下げ部 L=5.9m

L型側溝2型 L=14.1m

切下げ部 L=5.9m 2本すり付 N=1箇所

側溝 (B300×H400)

地番	1575-1, -
土地の所在	都留市田原三丁目



作成者	都留市下谷三丁目2番3号 土地家屋調査士法人 小俣 土地家屋調査士 小俣政英 (社員) (令和3年3月15日作成)	縮尺	1/1000	申請人		縮尺	1/1000
-----	---	----	--------	-----	--	----	--------

地番	1575-1, -
土地の所在	都留市田原三丁目

座標求積表

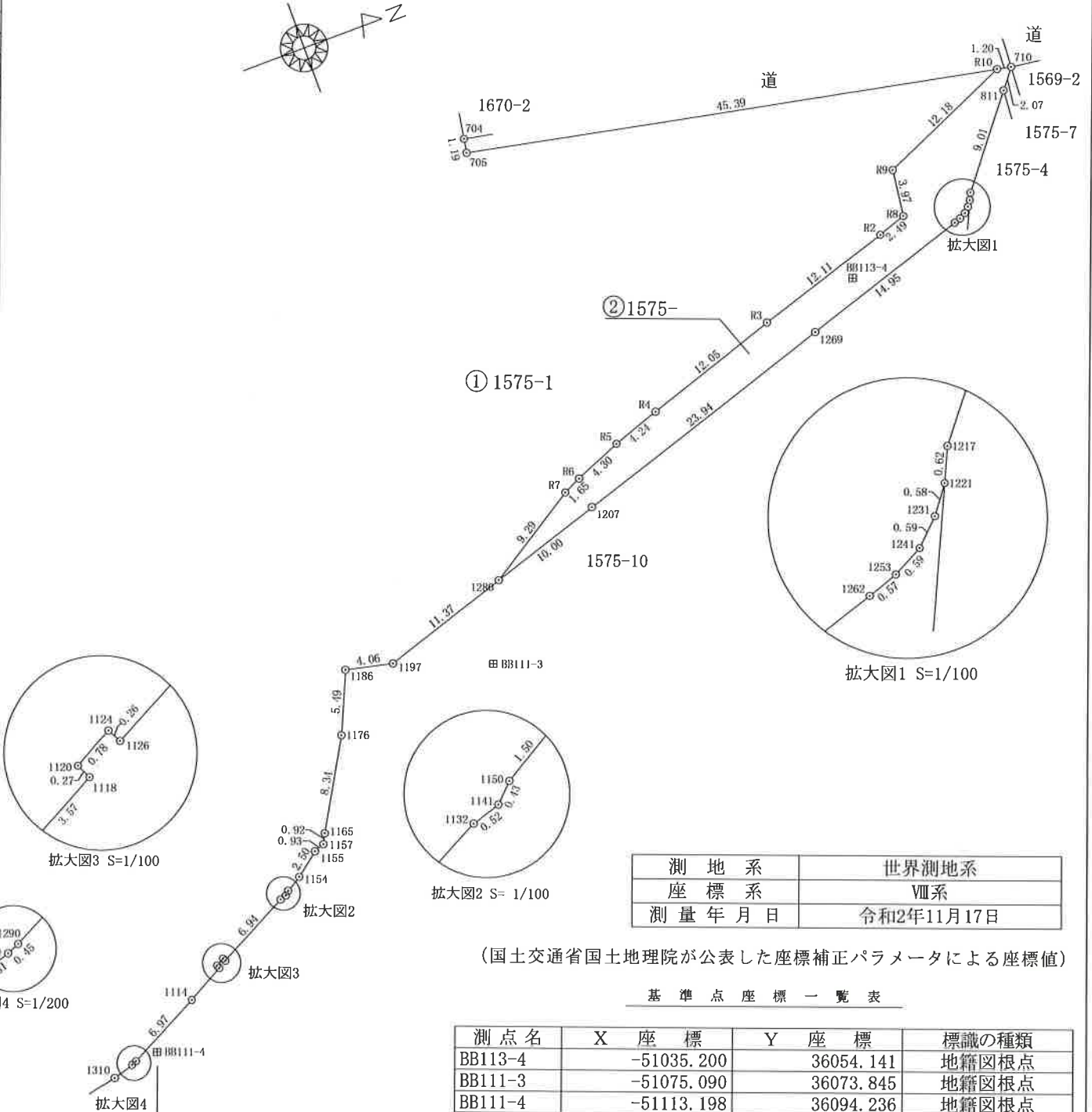
地番	② 1575-				
測点	X _n	Y _n	(X _{n+1} - X _{n-1})Y _n	距離	標識の種類
R10	-51017.645	36042.004	445695.421464	1.20	計算点
710	-51016.470	36042.248	-4433.196504	2.07	計算点
811	-51017.768	36043.872	-249711.945216	9.01	計算点
1217	-51023.398	36050.916	-212556.200736	0.62	金属鋌
1221	-51023.664	36051.483	-22171.662045	0.58	金属鋌
1231	-51024.013	36051.948	-28120.519440	0.59	金属鋌
1241	-51024.444	36052.358	-34574.211322	0.59	金属鋌
1253	-51024.972	36052.635	-38612.372085	0.57	金属鋌
1262	-51025.515	36052.814	-534086.386596	14.95	金属鋌
1269	-51039.786	36057.274	-1338842.640894	23.94	金属鋌
1207	-51062.646	36064.412	-1168667.270860	10.00	金属鋌
1280	-51072.191	36067.398	-60268.622058	9.29	金属鋌
R7	-51064.317	36062.459	338121.615584	1.65	金属鋌
R6	-51062.815	36061.774	197979.139260	4.30	プラスチック杭
R5	-51058.827	36060.145	288517.220145	4.24	プラスチック杭
R4	-51054.814	36058.765	558658.446145	12.05	プラスチック杭
R3	-51043.334	36055.070	831898.630110	12.11	プラスチック杭
R2	-51031.741	36051.550	503279.638000	2.49	プラスチック杭
R8	-51029.374	36050.755	104727.443275	3.97	プラスチック杭
R9	-51028.836	36046.818	422793.128322	12.18	計算点
	倍面積	-374.345451			
	面積	187.1727255			
	地積	187.17 m ²			

合計 187.1727255

残地番	① 1575-1		
公簿	20358	総計	187.1727255
		残地	20170.8272745
		地積	20170.82 m ²

境界点座標一覧表

測点名	X座標	Y座標	標識の種類
704	-51061.885	36031.602	プラスチック杭
705	-51062.093	36032.783	計算点
1197	-51083.047	36070.798	金属標
1186	-51087.005	36069.891	金属標
1176	-51089.245	36074.910	金属標
1165	-51093.447	36082.116	金属標
1157	-51093.875	36082.931	金属標
1155	-51094.752	36083.243	金属標
1154	-51096.738	36084.776	金属標
1150	-51098.038	36085.542	金属標
1141	-51098.352	36085.850	金属鋌
1132	-51098.859	36086.000	金属標
1126	-51105.048	36089.154	金属鋌
1124	-51105.166	36088.922	金属標
1120	-51105.858	36089.292	金属標
1118	-51105.738	36089.544	金属標
1114	-51108.909	36091.204	金属標
1290	-51115.150	36094.319	金属鋌
1300	-51115.575	36094.492	金属鋌
1310	-51117.317	36094.995	金属鋌



測地系	世界測地系
座標系	VIII系
測量年月日	令和2年11月17日

(国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータによる座標値)

基準点座標一覧表

測点名	X座標	Y座標	標識の種類
BB113-4	-51035.200	36054.141	地籍図根点
BB111-3	-51075.090	36073.845	地籍図根点
BB111-4	-51113.198	36094.236	地籍図根点

作成者	都留市下谷三丁目2番3号 土地家屋調査士法人 小俣 土地家屋調査士 小俣政英 (社員) (令和3年3月15日作成)	縮尺	1	申請人		縮尺	1	500
-----	---	----	---	-----	--	----	---	-----

地番	1575-3, -
土地の所在	都留市田原三丁目

座標求積表

地番	② 1575-				
測点	X _n	Y _n	(X _{n+1} - X _{n-1})Y _n	距離	標識の種類
533	-51109.353	36100.183	461071.537276	18.03	金属標
B522	-51093.385	36091.791	634313.226825	1.88	金属鈎
B511	-51091.778	36090.812	110076.976600	1.78	金属鈎
500	-51090.335	36089.763	111409.098381	2.20	金属鈎
492	-51088.691	36088.291	108878.373947	2.90	金属鈎
488	-51087.318	36085.734	87616.162152	1.95	金属鈎
477	-51086.263	36084.087	79060.234617	2.01	金属鈎
461	-51085.127	36082.423	85118.435857	1.97	金属鈎
402	-51083.904	36080.869	94495.795911	1.98	金属鈎
336	-51082.508	36079.459	89188.422648	1.44	金属鈎
280	-51081.432	36078.493	78831.507205	1.41	金属鈎
229	-51080.323	36077.607	83483.582598	1.45	金属鈎
137	-51079.118	36076.800	72622.598400	0.94	金属鈎
26	-51078.310	36076.316	75832.416232	1.46	金属鈎
1252	-51077.016	36075.635	91379.583455	1.34	金属鈎
1156	-51075.777	36075.115	325072.861265	8.14	金属鈎
1113	-51068.005	36072.680	568577.582160	8.36	金属鈎
1022	-51060.015	36070.210	619109.084440	9.61	金属鈎
932	-51050.841	36067.333	334596.648241	0.23	金属鈎
L1	-51050.738	36067.549	-39962.844292	1.26	金属鈎
L2	-51051.949	36067.927	-295504.525911	7.45	プラスチック杭
L3	-51058.931	36070.554	-445687.765224	6.00	プラスチック杭
L4	-51064.305	36073.230	-439624.454010	8.08	プラスチック杭
L5	-51071.118	36077.591	-397575.052820	5.37	金属鈎
L6	-51075.325	36080.935	-244736.982105	3.40	金属鈎
L7	-51077.901	36083.160	-186874.685640	3.37	プラスチック杭
L8	-51080.504	36085.307	-249060.788914	5.18	金属鈎
L9	-51084.803	36088.207	-208265.042597	2.71	金属鈎
L10	-51086.275	36090.488	-225926.454880	6.33	プラスチック杭
L11	-51091.063	36094.630	-423029.063600	7.72	プラスチック杭
L12	-51097.995	36098.028	-544863.634632	9.00	プラスチック杭
L13	-51106.157	36101.842	-410044.721436	3.60	プラスチック杭
	倍面積		-421.887851		
	面積		210.9439255		
	地積		210.94	m ²	

合計 1537.0122470

基準点座標一覧表

測点名	X座標	Y座標	標識の種類
BB113-4	-51035.200	36054.141	地籍図根点
BB111-3	-51075.090	36073.845	地籍図根点
BB111-4	-51113.198	36094.236	地籍図根点
BB111-5	-51143.300	36104.784	地籍図根点

地番	① 1575-3				
測点	X _n	Y _n	(X _{n+1} - X _{n-1})Y _n	距離	標識の種類
839	-51078.286	36091.826	-2409562.487412	50.50	プラスチック杭
841	-51113.252	36128.265	-2641698.736800	45.87	プラスチック杭
766	-51151.406	36102.799	-1207241.495761	5.07	金属鈎
690	-51146.691	36104.670	241215.300270	2.07	金属鈎
688	-51144.725	36105.327	126368.644500	1.56	金属鈎
683	-51143.191	36105.643	147419.340369	2.57	金属鈎
671	-51140.642	36106.009	166737.549562	2.06	金属鈎
659	-51138.573	36106.055	152439.764210	2.15	金属鈎
647	-51136.420	36106.017	153703.314369	2.10	金属鈎
637	-51134.316	36105.937	136769.289356	1.68	金属鈎
B628	-51132.632	36105.813	213493.672269	4.25	金属鈎
B622	-51128.403	36105.374	242303.164914	2.51	金属鈎
620	-51125.921	36104.972	248582.732220	4.47	金属鈎
619	-51121.518	36104.163	182217.710661	0.64	金属鈎
607	-51120.874	36104.098	93581.822016	2.00	金属鈎
592	-51118.926	36103.621	140912.432763	2.01	金属鈎
582	-51116.971	36103.113	140910.450039	2.03	金属鈎
566	-51115.023	36102.541	140402.781949	2.04	金属鈎
555	-51113.082	36101.888	138559.046144	2.05	金属鈎
546	-51111.185	36101.103	134621.013087	2.05	金属標
533	-51109.353	36100.183	181511.720124	3.60	金属標
L13	-51106.157	36101.842	410044.721436	9.00	プラスチック杭
L12	-51097.995	36098.028	544863.634632	7.72	プラスチック杭
L11	-51091.063	36094.630	423029.063600	6.33	プラスチック杭
L10	-51086.275	36090.488	225926.454880	2.71	プラスチック杭
L9	-51084.803	36088.207	208265.042597	5.18	金属鈎
L8	-51080.504	36085.307	249060.788914	3.37	金属鈎
L7	-51077.901	36083.160	186874.685640	3.40	プラスチック杭
L6	-51075.325	36080.935	244736.982105	5.37	金属鈎
L5	-51071.118	36077.591	397575.052820	8.08	金属鈎
L4	-51064.305	36073.230	439624.454010	6.00	プラスチック杭
L3	-51058.931	36070.554	445687.765224	7.45	プラスチック杭
L2	-51051.949	36067.927	295504.525911	1.26	プラスチック杭
L1	-51050.738	36067.549	39962.844292	0.23	金属鈎
932	-51050.841	36067.333	410446.249540	12.02	金属鈎
689	-51039.358	36063.756	899357.947128	14.09	金属鈎
618	-51025.903	36059.563	743043.355178	7.50	金属鈎
B499	-51018.752	36057.290	299636.079900	4.18	金属鈎
837	-51017.593	36061.308	-1000268.561304	30.54	金属標
838	-51046.490	36071.215	-2189270.251995	37.89	プラスチック杭
	倍面積		-2652.136643		
	面積		1326.0683215		
	地積		1326.06	m ²	

作成者 都留市下谷三丁目2番3号
土地家屋調査士法人 小俣
土地家屋調査士 小俣政英 (社員) (令和3年3月15日作成)

縮尺 1

申請人

縮尺 1

様式第2号

変更前

出 資 財 産 目 録

I 出資総額		金 6,431,020,615 円
内	1 現金	金 0 円
	2 現物出資財産	金 6,431,020,615 円

II 現物出資財産の内容

〔1〕土地

種別	所在地	面積	価額	備考
校舎敷地	山梨県都留市田原三丁目1575番地1	20,358.00 m ²	756,760,000 円	
校舎敷地	山梨県都留市田原三丁目1575番地3	1,537.00 m ²	22,890,000 円	
校舎敷地	山梨県都留市田原三丁目1581番地1	28.00 m ²	410,000 円	
校舎敷地	山梨県都留市田原三丁目1595番地1	750.00 m ²	11,170,000 円	
校舎敷地	山梨県都留市田原四丁目927番地5	2,367.00 m ²	80,054,715 円	
校舎敷地	山梨県都留市上谷喜和多久保1572番地1	10,699.00 m ²	159,290,000 円	
校舎敷地	山梨県都留市田原三丁目1575番地14	4,090.00 m ²	180,660,000 円	体育館敷地
校舎敷地	山梨県都留市田原三丁目1575番地15	860.00 m ²	31,980,000 円	体育館敷地
校舎敷地	山梨県都留市田原三丁目1575番地16	6.47 m ²	240,000 円	体育館敷地
校舎敷地	山梨県都留市上谷山ノ神1862番地2	8,479.00 m ²	86,110,000 円	柔・弓道場敷地
運動場	山梨県都留市上谷山ノ神1862番地3	6,153.00 m ²	145,000,000 円	テニスコート
運動場	山梨県都留市田原三丁目1575番地8	18,485.00 m ²	687,120,000 円	
運動場	山梨県都留市田原三丁目1575番地12	63.00 m ²	2,350,000 円	
運動場	山梨県都留市田原三丁目1660番地6	297.00 m ²	11,040,000 円	
運動場	山梨県都留市田原三丁目1660番地7	337.00 m ²	12,520,000 円	
運動場	山梨県都留市田原三丁目1660番地8	449.00 m ²	16,690,000 円	
運動場	山梨県都留市田原三丁目1660番地9	446.00 m ²	16,570,000 円	
附属図書館敷地	山梨県都留市田原三丁目1669番地3	4,789.00 m ²	178,020,000 円	
職員宿舎敷地	山梨県都留市田原一丁目507番地1	1,666.03 m ²	66,050,000 円	
校舎敷地	山梨県都留市田原四丁目927番地9	661.00 m ²	34,305,900 円	
校舎敷地	山梨県都留市田原三丁目978番3	10,070.05 m ²	608,000,000 円	
計		92,590.55 m ²	3,107,230,615 円	

〔2〕建物

種別	所在地	構造	面積	価額	備考
校舎	山梨県都留市田原三丁目1575番地1	鉄筋コンクリート造陸屋根4階建	5,986.19 m ²	141,350,000 円	1号館
校舎	山梨県都留市上谷喜和多久保1572番地1	鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根2階建	1,491.48 m ²	32,890,000 円	美術研究棟
校舎	山梨県都留市田原三丁目1575番地1	鉄筋コンクリート造陸屋根2階建	1,871.75 m ²	89,010,000 円	4号館
校舎	山梨県都留市上谷喜和多久保1572番地1	コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	52.65 m ²	420,000 円	窯芸室
校舎	山梨県都留市上谷喜和多久保1572番地1	鉄筋コンクリート造陸屋根6階建	1,770.48 m ²	181,570,000 円	自然科学棟
校舎	山梨県都留市田原四丁目927番地5	鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板ぶき地下1階付3階建	2,112.20 m ²	256,500,000 円	音楽研究棟
校舎	山梨県都留市田原三丁目1575番地8	鉄骨鉄筋コンクリート造ステンレス鋼板ぶき6階建	2,424.23 m ²	244,200,000 円	2号館
校舎	山梨県都留市田原三丁目1575番地1	鉄筋コンクリート造ステンレス鋼板ぶき陸屋根5階建	2,970.57 m ²	630,960,000 円	3号館
附属図書館	山梨県都留市田原三丁目1669番地3	鉄骨鉄筋コンクリート造ステンレス鋼板ぶき4階建	4,539.87 m ²	1,063,920,000 円	
事務棟	山梨県都留市田原三丁目1575番地1	鉄筋コンクリート造陸屋根5階建	4,329.15 m ²	273,920,000 円	本部棟
体育館	山梨県都留市田原三丁目1575番地14	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	1,738.56 m ²	24,790,000 円	
体育館更衣室	山梨県都留市田原三丁目1575番地14	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	262.45 m ²	7,250,000 円	
弓道場	山梨県都留市上谷山ノ神1862番地2	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	105.99 m ²	1,980,000 円	
屋外便所	山梨県都留市上谷山ノ神1862番地2	鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	21.90 m ²	3,490,000 円	

学生ホール	山梨県都留市田原三丁目1575番地1	鉄筋コンクリート造陸屋根2階建	244.06 m ²	14,400,000 円	
学生ホール屋外便所	山梨県都留市田原三丁目1575番地1	コンクリートブロック造陸屋根平家建	5.20 m ²	910,000 円	
第二クラブ棟	山梨県都留市上谷喜和多久保1572番地1	木造スレートぶき平家建	149.63 m ²	8,100,000 円	
第三クラブ棟	山梨県都留市上谷喜和多久保1572番地1	木造スレートぶき平家建	149.05 m ²	9,640,000 円	
コミュニケーションホール	山梨県都留市田原三丁目1575番地1	鉄筋コンクリート造ステンレス鋼板ぶき3階建	1,033.41 m ²	136,210,000 円	保健室・喫茶室等
守衛室	山梨県都留市田原三丁目1575番地1	鉄骨造陸屋根平家建	15.51 m ²	2,520,000 円	
生活共同組合	山梨県都留市田原三丁目1575番地1	鉄骨造陸屋根平家建	211.00 m ²	5,410,000 円	
職員宿舎	山梨県都留市田原一丁目507番地	鉄筋コンクリート造陸屋根4階建	1,407.98 m ²	19,500,000 円	大学会館
校舎	山梨県都留市田原三丁目978-3	鉄筋コンクリートブロック造陸屋根4階建	3,452.00 m ²	170,500,000 円	旧南都留合同庁舎
倉庫	山梨県都留市田原三丁目978-3	軽量鉄骨造垂鉛メッキ鋼板ぶき平家建	447.14 m ²	4,100,000 円	旧南都留合同庁舎
物置	山梨県都留市田原三丁目978-3	鉄筋コンクリートブロック造陸屋根平家建	32.56 m ²	250,000 円	旧南都留合同庁舎
計			36,825.01 m ²	3,323,790,000 円	

5,986.19

[3]その他

名称又は種類	数量	価格	備考
	点	円	
		円	
		円	
計	点	円	

出 資 財 産 目 録

I 出資総額		金	6,420,910,615 円
内	1 現金	金	0 円
	2 現物出資財産	金	6,420,910,615 円

II 現物出資財産の内容

〔1〕土地

種別	所在地	面積	価額	備考
校舎敷地	山梨県都留市田原三丁目1575番地1	20,170.83 m ²	749,800,000 円	
校舎敷地	山梨県都留市田原三丁目1575番地3	1,326.06 m ²	19,740,000 円	
校舎敷地	山梨県都留市田原三丁目1581番地1	28.00 m ²	410,000 円	
校舎敷地	山梨県都留市田原三丁目1595番地1	750.00 m ²	11,170,000 円	
校舎敷地	山梨県都留市田原四丁目927番地5	2,367.00 m ²	80,054,715 円	
校舎敷地	山梨県都留市上谷喜和多久保1572番地1	10,699.00 m ²	159,290,000 円	
校舎敷地	山梨県都留市田原三丁目1575番地14	4,090.00 m ²	180,660,000 円	体育館敷地
校舎敷地	山梨県都留市田原三丁目1575番地15	860.00 m ²	31,980,000 円	体育館敷地
校舎敷地	山梨県都留市田原三丁目1575番地16	6.47 m ²	240,000 円	体育館敷地
校舎敷地	山梨県都留市上谷山ノ神1862番地2	8,479.00 m ²	86,110,000 円	柔・弓道場敷地
運動場	山梨県都留市上谷山ノ神1862番地3	6,153.00 m ²	145,000,000 円	テニスコート
運動場	山梨県都留市田原三丁目1575番地8	18,485.00 m ²	687,120,000 円	
運動場	山梨県都留市田原三丁目1575番地12	63.00 m ²	2,350,000 円	
運動場	山梨県都留市田原三丁目1660番地6	297.00 m ²	11,040,000 円	
運動場	山梨県都留市田原三丁目1660番地7	337.00 m ²	12,520,000 円	
運動場	山梨県都留市田原三丁目1660番地8	449.00 m ²	16,690,000 円	
運動場	山梨県都留市田原三丁目1660番地9	446.00 m ²	16,570,000 円	
附属図書館敷地	山梨県都留市田原三丁目1669番地3	4,789.00 m ²	178,020,000 円	
職員宿舎敷地	山梨県都留市田原一丁目507番地1	1,666.03 m ²	66,050,000 円	
校舎敷地	山梨県都留市田原四丁目927番地9	661.00 m ²	34,305,900 円	
校舎敷地	山梨県都留市田原三丁目978番3	10,070.05 m ²	608,000,000 円	
計		92,192.44 m ²	3,097,120,615 円	

〔2〕建物

種別	所在地	構造	面積	価額	備考
校舎	山梨県都留市田原三丁目1575番地1	鉄筋コンクリート造陸屋根4階建	5,986.19 m ²	141,350,000 円	1号館
校舎	山梨県都留市上谷喜和多久保1572番地1	鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根2階建	1,491.48 m ²	32,890,000 円	美術研究棟
校舎	山梨県都留市田原三丁目1575番地1	鉄筋コンクリート造陸屋根2階建	1,871.75 m ²	89,010,000 円	4号館
校舎	山梨県都留市上谷喜和多久保1572番地1	コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	52.65 m ²	420,000 円	窯芸室
校舎	山梨県都留市上谷喜和多久保1572番地1	鉄筋コンクリート造陸屋根6階建	1,770.48 m ²	181,570,000 円	自然科学棟
校舎	山梨県都留市田原四丁目927番地5	鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板ぶき地下1階付3階建	2,112.20 m ²	256,500,000 円	音楽研究棟
校舎	山梨県都留市田原三丁目1575番地8	鉄骨鉄筋コンクリート造ステンレス鋼板ぶき6階建	2,424.23 m ²	244,200,000 円	2号館
校舎	山梨県都留市田原三丁目1575番地1	鉄筋コンクリート造ステンレス鋼板ぶき陸屋根5階建	2,970.57 m ²	630,960,000 円	3号館
附属図書館	山梨県都留市田原三丁目1669番地3	鉄骨鉄筋コンクリート造ステンレス鋼板ぶき4階建	4,539.87 m ²	1,063,920,000 円	
事務棟	山梨県都留市田原三丁目1575番地1	鉄筋コンクリート造陸屋根5階建	4,329.15 m ²	273,920,000 円	本部棟
体育館	山梨県都留市田原三丁目1575番地14	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	1,738.56 m ²	24,790,000 円	
体育館更衣室	山梨県都留市田原三丁目1575番地14	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	262.45 m ²	7,250,000 円	
弓道場	山梨県都留市上谷山ノ神1862番地2	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	105.99 m ²	1,980,000 円	
屋外便所	山梨県都留市上谷山ノ神1862番地2	鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	21.90 m ²	3,490,000 円	

学生ホール	山梨県都留市田原三丁目1575番地1	鉄筋コンクリート造陸屋根2階建	244.06 m ²	14,400,000 円	
学生ホール屋外便所	山梨県都留市田原三丁目1575番地1	コンクリートブロック造陸屋根平家建	5.20 m ²	910,000 円	
第二クラブ棟	山梨県都留市上谷喜和多久保1572番地1	木造スレートぶき平家建	149.63 m ²	8,100,000 円	
第三クラブ棟	山梨県都留市上谷喜和多久保1572番地1	木造スレートぶき平家建	149.05 m ²	9,640,000 円	
コミュニケーションホール	山梨県都留市田原三丁目1575番地1	鉄筋コンクリート造ステンレス鋼板ぶき3階建	1,033.41 m ²	136,210,000 円	保健室・喫茶室等
守衛室	山梨県都留市田原三丁目1575番地1	鉄骨造陸屋根平家建	15.51 m ²	2,520,000 円	
生活共同組合	山梨県都留市田原三丁目1575番地1	鉄骨造陸屋根平家建	211.00 m ²	5,410,000 円	
職員宿舎	山梨県都留市田原一丁目507番地	鉄筋コンクリート造陸屋根4階建	1,407.98 m ²	19,500,000 円	大学会館
校舎	山梨県都留市田原三丁目978-3	鉄筋コンクリートブロック造陸屋根4階建	3,452.00 m ²	170,500,000 円	旧南都留合同庁舎
倉庫	山梨県都留市田原三丁目978-3	軽量鉄骨造垂鉛メッキ鋼板ぶき平家建	447.14 m ²	4,100,000 円	旧南都留合同庁舎
物置	山梨県都留市田原三丁目978-3	鉄筋コンクリートブロック造陸屋根平家建	32.56 m ²	250,000 円	旧南都留合同庁舎
計			36,825.01 m ²	3,323,790,000 円	

5,986.19

[3]その他

名称又は種類	数量	価格	備考
	点	円	
		円	
		円	
計	点	円	

減資の算出方法

減資の算出方法

	a	b	(b/a) = c	d	c*d	e	b-e
	変更前面積	変更前価額	1㎡あたり	変更後面積	変更後価額	端数切捨て	減資対象価額
1575-1	20,358.00	756,760,000.00	37,172.61	20,170.83	749,802,402.53	749,800,000	6,960,000
1575-3	1,537.00	22,890,000.00	14,892.65	1,326.06	19,748,544.83	19,740,000	3,150,000